

令和8年3月市議会特別会議提出議案要旨

議案第74号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について【市民税課、資産税課】

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。その概要は、次のとおり

- (1) 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備を行う。
- (2) 個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとする。
- (3) 個人市民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により当該所得割を課する。
- (4) 家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を次のとおり引き上げる。

家屋	200,000円	→	300,000円
償却資産	1,500,000円	→	1,800,000円
- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、同法に規定する基準に適合する高度なバリアフリー工事が行われたものに係る翌年度から2年度分の固定資産税及び都市計画税について、市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する措置が講じられることに伴い、その割合を定める。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税に関し、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする特例措置の期限が3年間延長されること等に伴い、当該割合を改定する。